

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

新型コロナウイルス感染症対策における組織的な学校運営について(通知)

このことについては、令和3年(2021年)7月9日付け教健体第393号通知「『まん延防止等重点措置』解除を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について」に基づき対応していただいているところですが、感染力の強い変異株の流行や全国的な感染拡大が懸念されるなど、今なお警戒が必要な状況にあります。

こうした中においても、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、各学校においては、校長のリーダーシップのもと、全教職員で感染症対策の徹底を図り、教育活動の充実に努めるとともに、家庭や地域との連携・協働を推進しながら学校運営を継続していくことが重要です。

については、次の点に特に留意し、適切な対応をお願いします。

記

1 感染症対策の徹底

(1) 基本的な感染症対策

衛生管理マニュアルに基づき、健康観察や手洗い等、地域の感染状況に応じ、感染症対策を徹底すること。

(2) マスクの着用

児童生徒及び教職員は、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用することとし、顔にフィットしているマスクを選ぶこと。なお、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、熱中症への対応を優先させること。

2 教育活動の充実

(1) 学習指導の充実

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、学習指導要領に示された各教科等の内容を全ての児童生徒が確実に身に付けることができるよう、年間指導計画に基づき指導の一層の充実に努めるとともに、衛生管理マニュアルに基づき、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策を講じるなど、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら教育活動を継続させること。また、感染症対策や指導方法等について、保護者に丁寧に説明して理解を得ること。

(2) 修学旅行等の安全な実施

集団宿泊的行事(修学旅行や宿泊研修)の実施に当たっては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など感染が拡大している地域を旅行先や宿泊先としないこと。なお、修学旅行実施前後及び旅行中の児童生徒の検温・健康観察の実施や、宿泊施設入館前情報共有シートを活用した宿泊施設等との情報共有など、感染症対策に万全を期すこと。

3 児童生徒の心のケア

(1) いじめや差別、偏見の防止

感染症に関する適切な知識をもとに発達の段階に応じた指導を行うなど、感染者等に対するいじめや差別、偏見等につながる行為が生じないよう十分に指導すること。

(2) 教育相談の充実

児童生徒は、感染症への不安や恐れはもとより、教育環境や家庭環境の変化に伴う様々なストレスを抱えている場合があるものと考え、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな観察等を踏まえ、一人一人に応じた教育相談を実施すること。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して対応すること。

(高校教育課)
(義務教育課)
(特別支援教育課)
(健康・体育課)
(生徒指導・学校安全課)